

# 総務環境委員会 説明資料

## 名古屋市男女平等参画基本計画 2020（案） について

### 目 次

- |   |                                 |    |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 計画の策定にあたって .....                | 1  |
| 2 | 男女平等参画審議会からの答申について.....         | 3  |
| 3 | 「名古屋市男女平等参画基本計画 2020（案）」の概要 ... | 4  |
| 4 | 今後のスケジュール（予定） .....             | 11 |

(別添)

名古屋市男女平等参画基本計画 2020（案）

平成27年12月15日  
総務局

# 1 計画の策定にあたって

## (1) 策定の経緯

平成 23 年 3 月に策定した「名古屋市男女平等参画基本計画 2015」（平成 23 年度～平成 27 年度、以下「基本計画 2015」という。）の計画期間が満了することから、平成 27 年 4 月に男女平等参画審議会に諮問し、11 月に同審議会からの答申を受け、これを踏まえて次期の基本計画を策定するもの

## (2) 基本的な考え方

### ア 目的

男女共同参画社会基本法に掲げられている「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」をめざすもの

### イ 計画の位置づけ

- ・男女共同参画社会基本法に定める市町村男女共同参画計画
- ・男女平等参画推進なごや条例に定める男女平等参画の推進に関する基本計画
- ・女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年 9 月施行）に定める市町村推進計画

### ウ 計画期間

平成 28 年度から平成 32 年度までの 5 年間

### (3) 名古屋市の現状と課題

○男女平等参画推進センターで実施している女性のための総合相談におけるDV等をはじめとした相談件数は増加傾向にある。

平成22年度：3,332件 ⇒ 平成26年度：3,631件

○女性が職業を持つことについて「子どもができてはずっと職業を続けるほうがよい」と考える人の割合は男女ともに増加している。

平成22年度：女性31.1%、男性29.7%

平成26年度：女性40.0%、男性35.0%

○市の審議会等への女性委員登用率は、近年横ばい傾向が続いており、目標値（40%以上60%以下）に達していない。

平成22年度：34.8% ⇒ 平成27年度：35.5%

○市の女性管理職員数（行政職）は平成27年4月時点で72人（7.3%）と計画目標値を達成しているものの、政令指定都市の平均より低い。

○30代及び40代男性の1日11時間以上働いている人の割合は約30%（平成26年度）と長時間労働の実態は解消されておらず、家事の負担は女性に偏っている。

## 2 男女平等参画審議会からの答申について

### (1) 男女平等参画審議会

男女平等参画推進なごや条例第22条に基づき、基本計画及び平等参画の推進に関する重要事項について調査審議する市長の附属機関

構成：15名

学識経験者	6名
市民（公募）	3名
団体等（経営者団体、労働者団体、女性団体、弁護士など）	6名

### (2) 経過

- 平成27年4月 ・「次期男女平等参画基本計画の策定に向けた基本的な方向性及び取り組むべき施策等」について諮問  
・審議会に答申案作成部会を設置
- 4月～10月 ・審議会（3回）、部会（7回）において審議
- 11月 ・答申

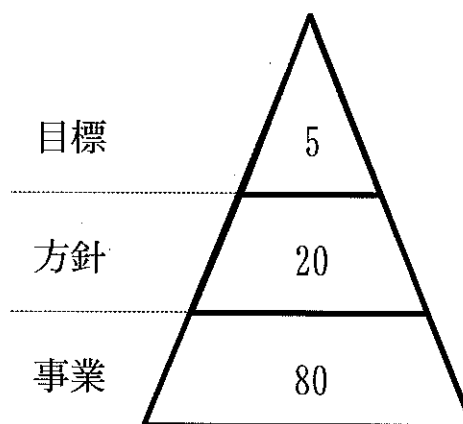
### (3) 答申の要旨

- 基本計画2015における計画体系（目標と方針）を概ね継続
- 基本計画の目標1を「男女の人権の尊重」から「性別にかかわる人権侵害の解消」に変更
- DVを含む人権問題は依然多く発生しており、対策の一層の推進が必要
- 次世代に向けて幼少期を含め小中学生への男女平等教育や大人の主体的な学習の推進が必要
- 雇用や地域活動などあらゆる分野における女性活躍推進が必要
- 東日本大震災の教訓等を踏まえ、災害時等にも男女平等参画の視点が必要

### 3 「名古屋市男女平等参画基本計画 2020 (案)」の概要

#### (1) 基本計画の体系

5つの目標、20の方針のもと、  
80事業について、総合的かつ  
計画的に推進



#### 目標1 性別にかかわる人権侵害の解消 (6方針、29事業)

誰もが性別にかかわらず人権が尊重される社会の実現をめざします

#### 目標2 男女平等参画推進のための意識変革 (4方針、14事業)

男女平等参画について理解される社会の実現をめざします

#### 目標3 方針決定過程への女性の参画 (3方針、8事業)

さまざまな場面での方針決定過程において女性が参画し、活躍できる社会の実現をめざします

#### 目標4 雇用等における男女平等 (3方針、17事業)

男女がともに希望するバランスで働き続けることができる社会の実現をめざします

#### 目標5 家庭・地域における男女の自立と平等参画 (4方針、12事業)

家庭・地域生活においても、男女がともに自立し、その個性と能力が活かされている社会の実現をめざします

## (2) 重点的に取り組む施策・事業

男女平等参画施策をより効果的に展開するため、これまでの取組の進捗状況等を踏まえ、緊急度や優先度を考慮し、重点的に取り組む施策・事業を設定

- ① 性別に起因するあらゆる人権侵害の解消に取り組む  
主な事業 ・女性のための総合相談  
・男性のための相談事業  
・デートDV防止のための意識啓発事業
- ② 次世代に向けて男女平等参画意識を広く定着させる  
主な事業 ・男女平等参画に向けた意識啓発事業  
・男女平等教材を活用した教育・学習の推進
- ③ あらゆる分野における女性の活躍を推進する  
主な事業 ・市職員の管理職等への女性の登用推進  
・女性の活躍推進企業認定・表彰制度  
・女性の活躍に向けた中小企業への啓発
- ④ ワーク・ライフ・バランスを推進する  
主な事業 ・企業への両立支援に向けた啓発事業  
・男性の家事・育児への参画支援

## (3) 基本計画の推進体制

- ① 男女平等参画推進協議会による全庁的な取組の推進
- ② 拠点施設（男女平等参画推進センター）の機能拡充
- ③ 関係団体等で構成される男女平等参画推進会議の体制強化

## (4) 基本計画の進行管理・評価

- ① 成果指標の設定
- ② 年次報告の公表と進捗状況の評価
- ③ 男女平等参画審議会による調査審議

(5) 目標ごとの方針・事業及び成果指標

ア 性別にかかわる人権侵害の解消 <目標1>

(ア) 方針と主な事業

方 針	主 な 事 業
①性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発	○女性のための総合相談（電話・面接・専門相談等） ○男性のための相談事業
②配偶者や交際相手等からの暴力の予防啓発・被害者支援	○DV根絶のための意識啓発事業 ○デートDV防止のための意識啓発事業 ○DV被害者等への相談・支援 ○女性のための総合相談（女性の自立のためのグループプログラム等）
③性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の尊重	・性と生殖に関する健康と権利についての学習・啓発 ・妊娠・出産等に関する健康支援
④メディア社会における性別にかかわる人権侵害の解消に向けた啓発	○青少年を取り巻く有害環境等への対応 ・メディア・リテラシー向上のための啓発
⑤様々な困難（貧困、ひとり親、障害、同和問題、外国籍等）を抱える人々への支援	・経済的自立に向けた支援 ○ひとり親家庭の経済的な自立への支援
⑥多様な生き方（ひとり親、事実婚、単身世帯、セクシュアル・マイノリティ等）への理解促進	・多様な生き方の理解促進に向けた意識啓発事業

(注) 主な事業欄の「○」は重点的に取り組む事業

(イ) 成果指標

指 標	現状値	目標値
DVを人権侵害と認識する人の割合	87.0% (27年度)	91% (32年度)
「デートDV」という言葉の認知度	46.8% (26年度)	55% (31年度)

## イ 男女平等参画推進のための意識変革 <目標2>

### (ア) 方針と主な事業

方 針	主 な 事 業
⑦性別による固定的な 役割分担意識の解消に 向けた啓発	○男女平等参画に向けた意識啓発事業 ○男女平等参画についての情報提供
⑧学校等における 男女平等参画に向けた 教育・学習の推進	○男女平等教材を活用した教育・学習の推進 ○男女平等参画についての教員等への研修
⑨地域・家庭における 男女平等参画に向けた 学習の推進	・男女の生き方を考える学習機会の提供 ・女性の学習グループ等の支援
⑩男女平等参画推進の ための調査研究及び 情報収集・提供	・調査・研究 ・男女平等参画白書の公表

(注) 主な事業欄の「○」は重点的に取り組む事業

### (イ) 成果指標

指 標	現状値	目標値
「男女共同参画社会」という言葉の認知度	58.4% (27年度)	100% (32年度)
イーブルなごや(男女平等参画推進センター・ 女性会館)の年間来館者数	294,902人 (26年度)	330,000人 (32年度)



ウ 方針決定過程への女性の参画 <目標3>

(ア) 方針と主な事業

方 針	主 な 事 業
⑪ 市政における女性の 方針決定過程への 参画拡大・発信	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審議会等への女性委員の登用推進</li> <li>○ 市職員の管理職等への女性の登用推進</li> <li>○ 市女性職員の能力開発・活用推進</li> </ul>
⑫ 地域社会における 女性の方針決定過程 への参画促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 地域活動の委員における方針決定過程への女性の参画促進</li> </ul>
⑬ 企業・教育機関・団体等 における女性の方針決 定過程への参画促進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 女性の活躍推進企業認定・表彰制度 (ロールモデルの発信)</li> <li>・ 女性管理職養成・交流の支援</li> </ul>

(注) 主な事業欄の「○」は重点的に取り組む事業

(イ) 成果指標

指 標	現 状 値	目 標 値
市の審議会等への女性委員の登用率	35.5% (27年4月)	40%以上 60%以下 (32年度)
市職員の女性管理職員の割合 (行政職)	7.3% (27年4月)	10% (32年4月)
市立小中特別支援学校の校長・教頭に占める 女性の割合	13.9% (27年4月)	15% (32年4月)

## エ 雇用等における男女平等 <目標4>

### (ア) 方針と主な事業

方 針	主 な 事 業
⑭雇用主及び労働者（管理職、従業員等）への男女平等に向けた啓発	○女性の活躍推進企業認定・表彰制度（企業部門） ○女性の活躍に向けた中小企業への啓発
⑮女性の職業能力開発と就業支援	○女性の再就職支援 ○女性の起業支援
⑯雇用等におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けた支援	○企業への両立支援に向けた啓発事業 ○子育て支援企業認定・表彰制度 ○多様な子育て支援事業 ○市役所における両立支援の推進

（注）主な事業欄の「○」は重点的に取り組む事業

### (イ) 成果指標

指 標	現状値	目標値
仕事と生活のバランスが希望どおりであると思う市民の割合	34.4% (27年度)	39% (32年度)
女性の活躍推進に取り組んでいる企業数（累計）	56社 (26年度)	130社 (32年度)
子育て支援に取り組んでいる企業数（子育て支援企業認定数）（累計）	136社 (26年度)	180社 (32年度)
市男性職員の育児休業取得率	4.3% (26年度)	10% (31年度)

オ 家庭・地域における男女の自立と平等参画 <目標5>

(ア) 方針と主な事業

方 針	主 な 事 業
⑰男性の家事・育児・介護等への参画促進	○男性の家事・育児への参画支援 ・男性の介護への参画支援
⑱地域活動における男女平等参画の促進	○地域活動における男女平等参画の啓発 ・地域活動における子育て支援事業への参画
⑲高齢期における男女の生活の自立	・高齢男女の就業支援 ・高齢男女の社会参画支援
⑳防災における男女平等参画の促進	・防災対策についての広報啓発 ・性別に配慮した避難所運営

(注) 主な事業欄の「○」は重点的に取り組む事業

(イ) 成果指標

指 標	現状値	目標値
平日1時間以上家事を行う有職男性の割合	26.5% (26年度)	40% (31年度)
地域活動の委員(区政協力委員・災害対策委員)の女性比率	14.7% (26年度)	17% (32年度)

#### 4 今後のスケジュール（予定）

平成27年12月 ～平成28年1月	パブリックコメントの実施
平成28年1月	男女平等参画推進会議の開催
2月	男女平等参画推進協議会の開催
3月	「名古屋市男女平等参画基本計画2020」の 策定・公表